

下手渡自治会規約

(名称)

第1条 本会は、下手渡自治会（以下「自治会」という。）と称する。

(目的)

第2条 自治会は、地域に暮らす住民がお互いに協力し交流を図りながら、地域に住む全ての人々が安全安心に暮らしていけるように、様々な課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進め、住み良い地域社会を形成していくことを目的とする。

(事業)

第3条 自治会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題解決に関すること。
- (2) 会員相互の親睦、交流及び情報交換に関すること。
- (3) 会員の健康増進と福祉向上に関すること。
- (4) 交通安全、防犯及び防火防災に関すること。
- (5) 環境美化に関すること。
- (6) 教育、文化及び体育に関すること。
- (7) 青少年の健全育成に関すること。
- (8) 下手渡地区交流館等の管理運営に関すること。
- (9) 関係機関団体との連携に関すること。
- (10) 市への協力に関すること。
- (11) その他目的達成に必要なこと。

(事務所)

第4条 自治会の事務所は、下手渡地区交流館内（伊達市月舘町下手渡字町37番地）に置く。

(会員の構成)

第5条 自治会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下手渡地域に居住する住民
- (2) 下手渡地域で活動する各種団体
- (3) その他会長が必要と認める団体又は個人

(役員)

第6条 自治会の役員は、別表第1に掲げる者をもって組織し、会長1名、副会長2名、庶務1名、会計1名、監事2名及び幹事を置く。ただし、幹事の人数は、役員会で決定する別表第1中「その他必要と認める団体又は個人」の選出数によって確定する。

2 役員全ての役職は、役員会において構成員の中から選出する。ただし、会長、副会長及び監事は、総会の承認を得る。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、自治会を代表し、会務を統括するとともに、下手渡共有山林組合長を兼務する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、自治会の運営を補佐する。
- (4) 庶務は、自治会の事務を処理する。
- (5) 会計は、自治会の会計事務を処理する。
- (6) 監事は、自治会の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 各種団体等から選出された役員は、当該団体等の役職在任中とする。

ただし、会長、副会長、庶務、会計及び監査の職にあるものは、当該団体等の役職を退任されても、その任期は2年とする。

3 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報償金)

第9条 役員に対して、報償金を支払うことができる。

2 報償金の額は、別に定める。

(会議)

第10条 自治会の会議は、総会、役員会、三役会及び事業部会とする。

(総会)

第11条 総会は、年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

4 総会は、委任者を含めた下手渡地域の世帯数の2分の1以上の会員の出席をもって成立する。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 規約の制定及び改正に関すること。

(2) 事業計画、予算、事業報告及び決算に関すること。

(3) 役員選出の承認に関すること。

(4) その他、重要事項に関すること。

7 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 出席者数（委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

8 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

（役員会）

第12条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 役員会の議長には、会長があたる。
- 3 会長は、必要があると認めた場合は、役員以外の者を出席させることができる。
- 4 役員会は、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他、会務の執行に関すること。

（三役会）

第13条 三役会は、会長、副会長（部会長）、副部会長、庶務及び会計をもって構成する。

- 2 三役会は、会長が招集し、議長には会長があたる。
- 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする
 - (1) 役員会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) その他、役員会の議決を要しない会務の執行に関すること。

（事業部会）

第14条 総会及び役員会で決定された方針に基づき事業を実施するため、自治会に次の事業部会（以下「部会」という。）を置く。

(1) 地域振興部会

(2) 福祉教養部会

2 前項の規定による部会の分掌する事業は、次のとおりとする。

(1) 地域振興部会

ア 地域づくりに関すること。

イ 交通安全及び防犯に関すること。

ウ 環境美化に関すること。

エ その他地域振興に関すること。

(2) 福祉教養部会

ア 健康及び福祉に関すること。

イ 教育、文化及び体育に関すること。

ウ 青少年の健全育成に関すること。

エ 下手渡地区交流館（以下「交流館」という。）及び下手渡児童公園の管理運営に関すること。

3 部会は、会長を除く役員をもって構成し、部会ごとの構成員は、別表第2に掲げる者とする。ただし、組推薦役員及びその他必要と認める団体又は個人から選出された役員の所属部会は、役員会で決定する。

4 部会に部会長1名、副部会長1名を置く。

5 部会長は、副会長が兼務し、担当部会長は、役員会で選出する。

6 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

7 福祉教養部会長は、交流館の館長を兼務し、交流館の維持管理及び運営に当たる。

8 副部会長は、役員会において部員の中から選出し、部会の承認を得る。

9 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

10 福祉教養副部会長は、交流館の副館長を兼務し、館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 11 部会の事務処理は庶務が担当し、経理事務は会計が担当する。
- 12 部会は、部会長が招集し、議長には部会長があたる。
- 13 会長は、各部会にオブザーバーとして出席できる。

(防災会の設置)

第15条 第3条第1項第4号の規定に基づく防火防災に関する事業を所管するため、自治会に下手渡防災会（以下「防災会」という。）を置く。

2 防災会は、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図るため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 地震等の発生時における情報の収集伝達、救出救護、避難誘導等に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄及び維持管理に関すること。
- (5) その他、防災上必要な事項。

3 防災会は、自治会の会員をもって構成する。

4 防災会に役員として、顧問、会長、副会長、組長、班長、副班長、庶務及び会計を置き、その職務は、次のとおりとする。

- (1) 顧問は若干名とし、防災全般にわたって意見を述べ、又は助言を行う。
- (2) 会長は自治会の会長が兼務し、会務を総括するとともに、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- (3) 副会長は自治会の副会長が兼務し、会長を補佐し、担当班を統括するとともに、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 組長は4名とし、防災会に関する組の役割を統括する。
- (5) 班長は若干名とし、班務を総括するとともに、地震等の発生時における班活動の指揮命令を行う。
- (6) 副班長は若干名とし、班長を補佐し、班長に事故あるときは、そ

の職務を代行する。

(7) 庶務は自治会の庶務が兼務し、必要に応じて複数置くことができ、防災会の事務を処理する。

(8) 会計は自治会の会計が兼務し、必要に応じて複数置くことができ、防災会の会計事務を処理する。

5 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、庶務及び会計の任期は、自治会の当該役職在任中とする。ただし、充て職以外の庶務及び会計の任期は、自治会の役員在任中とする。

(2) 顧問及び班長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(3) 副班長の任期は、自治会の役員在任中とする。

(4) 組長の任期は、当該組の選任期間とする。

6 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

7 防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

(会計)

第16条 自治会の運営等に係る経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 自治会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(予算の補正)

第17条 予算に補正の必要が生じたときは、役員会において決定することができる。

(会費)

第18条 自治会の会費は、1世帯年額1,000円とする。

2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

(監査)

第 19 条 会長は、総会に提案する事業報告書及び収支決算書等を予め作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。

(備付け帳簿及び書類)

第 20 条 自治会の事務所には、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する書類を備えておかなければならない。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 自治会が各種取り組みを推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提出及び管理については、適正に運用するものとする。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則 (平成 27 年 3 月 29 日総会議決)

(施行期日)

1 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条役員及び第 14 条事業部会のうち、部会ごとの構成員及び正副部会長の選出行為は、平成 27 年 3 月 29 日から適用する。

(下手渡自治会規約の廃止)

2 下手渡自治会規約 (平成 17 年 4 月 1 日施行) は、廃止する。

(役員任期に関する特例)

- 3 組推薦役員のうち、旧下手渡自治会規約に基づき選出された役員の任期は、平成27年4月1日から1年とし、経過後は、この規約の定めによる。

附 則 (平成28年3月27日総会議決)

この規約は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規定については、平成28年3月27日から適用する。

別表第1（第6条第1項関係）

選 出 区 分	人 数
組 長	4 名
1 番組推薦	2 名
2 番組推薦	2 名
3 番組推薦	3 名
4 番組推薦	3 名
老人クラブ代表	1 名
婦人会代表	1 名
祭実行委員会代表	1 名
子供会代表	1 名
消防団代表	1 名
交通安全協会代表	1 名
中山間地域下手渡集落代表	1 名
たちばなふれあいサロン代表	1 名
青少年育成推進協議会代表	1 名
信託財産管理会代表	1 名
その他必要と認める団体又は個人	役員会で選出する人数

別表第2（第14条第3項関係）

地 域 振 興 部 会	福 祉 教 養 部 会
組 長 4名	1 番組推薦 1名
1 番組推薦 1名	2 番組推薦 1名
2 番組推薦 1名	3 番組推薦 2名
3 番組推薦 1名	4 番組推薦 2名
4 番組推薦 1名	老人クラブ代表 1名
消防団代表 1名	婦人会代表 1名
交通安全協会代表 1名	祭実行委員会代表 1名
中山間地域下手渡集落代表 1名	子供会代表 1名
信託財産管理会代表 1名	たちばなふれあいサロン代表 1名
その他必要と認める団体 又は個人 役員会で選出する人数	青少年育成推進協議会代表 1名
	その他必要と認める団体 又は個人 役員会で選出する人数